

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	南箕輪村 385
地域名 (地域内農業集落名)	久保・中込・塩ノ井地区 (久保原・久保上村・塩ノ井上原)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	109 ha	※
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	64 ha	
② 田の面積	106 ha	
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	3 ha	
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	22 ha	
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	40 ha	※
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha	※
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha	※
(備考)		

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

※

圃場整備を行って農地の大規模化や集約化を行いたい旨の要望が強くある他、水路や農道の改修要望がある箇所も多い。また、農業者の高齢化が進んでおり、将来の担い手不足が懸念される。農業者の所得があまり高くない傾向にあることもその一因と考えられる。その他、全体的に人手が足りず草刈りなどの作業に多くの労力を要している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

※

集積及び集約化をしていくとともに、可能な限り水路や農道の改修等を行えるように努める。また、将来の担い手確保のために、農業者の所得を改善できるような方策を模索していく。その他、今後の農地の維持管理を行う上で、既存農事組合法人への委託や新規法人の立ち上げの促進などにより、効率の良い農業経営の確立を目指していく。栽培している作物は、水稻や野菜など多様であるため、基本的には既存の栽培方法により各作物の生産を行っていくが、より効率の良い生産体制も模索していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、認定農業者など担い手への農地の集積・集約化を基本とするが、担い手の農作業に支障がない範囲でその他の農業を担う者によっても農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	74	%	将来の目標とする集積率
			80 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理機構を活用して農地交換などを進めて行き、農地の集積や集約化を図っていく。また、圃場整備及び農道や水路改修等を行って集約化しやすい環境を整えていくことが必要となってくる。そのため、関係機関と協議して基盤整備事業を進めて行くことが求められるが、地元負担金も発生するため、財源の確保についても検討していく必要がある。必要に応じて水路や農道の改修についても関係機関等との協議により調整を行っていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	※
農地中間管理機構を活用して農地交換などを進めて行き、農地の集積や集約化を図っていく。また、圃場整備や農道又は水路の改修等を行って集約化しやすい環境を整えていけるよう努める。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	※
認定農業者等地域計画の担い手として名簿に記載のある農家の方については、原則として農地中管理機構を活用して賃貸借契約等を締結していく。	
(3)基盤整備事業への取組	※
関係機関と協議して基盤整備事業を進めて行くことが求められるが、地元負担金も発生するため、財源の確保についても検討していく。また、必要に応じて水路や農道の改修についても関係機関等との協議により調整を行っていく。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
将来の担い手確保のため、農業者の所得を改善できるよう関係機関等との協議に尽力していくことが求められる。根本的には、国家的な制度改正等も必要になってくると考えられるが、独自の補助制度の創設なども含めて可能な限りで関係機関等と連携・調整を行っていく。また、全体的に人手不足であるため、今後の農地の維持管理を行う上で、既存農事組合法人への委託や新規法人の立ち上げの促進なども含めて、担い手の確保が出来るように努めていく。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
担い手が将来に渡って不足していくことが確実なため、農事組合法人まっくんファーム等、法人への委託などを有効に活用して農地を維持していく。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

⑦スマート農業の普及や既存農事組合法人への委託・ボランティアの募集等、効率の良い草刈り作業などを行えるよう目指していく。また、関係機関等と協議し、農業用機械などをリースできる体制の構築を模索していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。